

こどもとお出かけサポート補助金Q&A

1	Q	1つの施設に同内容の複数の設備（ベビーベッドを2つ等）を設置することは可能か
	A	1事業者当たりの補助上限額の範囲内であれば可能です。
2	Q	既存の設備の改修は対象か
	A	新設及び増設が対象のため、改修等は対象外となります。
3	Q	キッズルームのエアコンの設置やテレビの設置は対象か
	A	エアコンやテレビ、ポータブル電源、タブレットなど汎用性のある物品の購入等は対象外です。
4	Q	事業者の決定前に実施していた事業・イベントにかかった経費は対象になるか。
	A	対象外です。補助金の『交付決定通知』以降に着手したものが対象になります。交付決定通知前に支出した経費は対象外です。 (流れ) ①応募申込 ⇒ ②事業者決定通知[市から通知] ⇒ ③交付申請書提出 ⇒ ④交付決定通知[市から通知] ⇒ ⑤ 事業着手
5	Q	対象経費に消費税を含めてよいか。
	A	消費税は対象経費に含まれます。
6	Q	実績報告時に提出する書類は領収書でよいか。
	A	問題ありません。
7	Q	他の補助金制度との併用は可能か。
	A	補助対象となる整備や備品・消耗品の購入が重複する場合は対象外ですが、重複しない場合は併用は可能です。 例：幼児用チェアを5台購入した場合 ⇒本補助金で3台分を購入、他の補助金で残り2台分を購入といった併用は可能。5台にどちらの補助金も活用ということはできない。
8	Q	イベントの時のみキッズルームとして使用する場合は対象か
	A	常設設置されるキッズルームが補助対象となります。
9	Q	イベントの時にテント等をレンタルした場合の経費は対象となるか。
	A	汎用性のある物の購入は対象外だが、当日のレンタル料は対象となります。